

2024年度（第17回）地質情報管理士資格検定試験 資格登録申請の手引き

地質情報管理士資格検定試験の合格者は、資格の登録手続きを行うことによって、はじめて「地質情報管理士」の称号が与えられます。合格者は、下記の手順に従い登録申請手続きを行ってください。

登録申請手続きのながれ

①登録申請書の作成および登録料の振込み



②登録申請書のメール送信 ※申請締切：令和6年10月3日（木）



③資格登録証の郵送 ※令和6年10月下旬、自宅宛てに郵送

① 登録申請書類の作成および登録料の振込み

登録申請書類の作成は、別途 Word 形式で用意している「**登録申請書**」をダウンロードの上、必要事項を記入し作成して下さい。

登録料および振込先は、次のとおりです。

登録料および振込先

登録料： 13,200 円(税込み)

振込先： 三菱UFJ銀行 本郷支店 普通 1017677

名義：（社）全国地質調査業協会連合会

※振込手数料は、登録申請者側のご負担でお願いいたします。

- 振込手続きの際は、振込用紙の依頼人欄に、受験番号およびお名前を記入してください。インターネットバンキングをご利用の場合も、同様に入力して下さい。

依頼人の欄の記入例(受験番号4315の場合)→「4315 全地連太郎 (4315 ゼンチレンタロウ)」

- 2名以上の登録料をまとめて振り込む場合は、振込用紙の依頼人欄に、代表1名の方の受験番号とお名前を記入してください。また、登録申請書の「登録料の振込」欄には、該当者全員の受験番号とお名前を記入してください。
- ご都合により会社名義で振り込む場合、登録申請書の「登録料の振込」欄にある空欄には、振込手続き時の名義（依頼人名）を記入してください。

② 登録申請書の送付先

必要事項を記入した登録申請書は、次の要領に従いメールで送付してください。

送信先メールアドレス：**jouhou@zenchiren.or.jp**

送信時の件名および本文は以下の形としてください。

【件名】:(氏名) 登録申請

【本文】:地質情報管理士資格の登録申請書を提出します。

氏名:○○○○

受験番号:****

③ 資格登録証の郵送

登録申請書を受理した後、書類内容を確認の上、資格登録証を発行・郵送いたします。

※郵送時期と郵送先

令和6年10月下旬、登録申請書に記載の自宅住所宛に郵送します。

※資格登録証が届かない場合

令和6年10月末までに届かない場合は、すみやかに全地連までご連絡ください。

なお、令和7年1月以降にご連絡を頂いた場合は、登録証の再発行（有償）としてのお取り扱いとなりますのでご注意ください。

④ その他

登録申請された方は、全地連ホームページに有資格者名簿として次の情報を公開します。

公開内容：登録番号、氏名、所属会社名、資格有効期限

これは、平成26年に施行された改正品確法により、発注機関では有資格者の積極的な活用を図るに当たり、資格者情報の公開を求めてくるケースが増えてまいりました。このような状況を踏まえ、全地連では資格制度の活用を推進するため、資格者情報の原則公開を始めた次第です。登録申請される皆さまには、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、資格者情報の情報公開により、仕事などに支障が生じる場合は、全地連までご連絡ください。

以上、ご不明な点などございます際は、次のところまでご連絡ください。

お問合せ先：(一社) 全国地質調査業協会連合会 事務局

TEL：03-3518-8873（担当：地質情報管理士資格係）